

# 仕 様 書

1 件名

永谷地区センタープレイルームフローリング修繕

2 発注部署

港南区地域振興課

3 担当者

石附・菅野 電話 8 4 7 - 8 3 9 4

4 履行期限

令和 6 年 3 月 31 日

5 部分払い

なし

6 履行場所

永谷地区センター（横浜市港南区芹が谷5-47-5）

7 用 途

施設維持管理

8 業務内容

次の業務を行うこと。

(1) 永谷地区センタープレイルームフローリング修繕業務を行う。

(2) 作業終了後は、写真付きの報告書を提出すること。

(3) 業務内容内訳は、下表のとおりとする。

品名・仕様	数量	単位	単価	金額	摘要
<b>1 内装修繕</b>					
<u>(1)仮設</u>					
養生費	1	式			
発生産廃費	1	式			
<u>(2)キッズルーム床修繕</u>					
フローリング	14	ケース			
直貼り用接着剤	1	セット			
上がり框リフォームタイプ L2900	2	セット			
床施工費（備品含む）	42	m <sup>2</sup>			
框加工	2	箇所			
既存取り合い始末	1	式			
既存端部取り合い処理	22	m			
<u>(3)入口部床修繕</u>					
フロアタイル張替え（東リ）	1	式			
副資材（ノリ、下地調整）	1	式			

<u>(4) 塗装</u>					
既存巾木塗装	22	m			
取り合い始末	1	式			
<b>2 現場管理費</b>					
<b>3 一般管理費</b>					
小計					
消費税					
合計					

9 必要事項の規定

受託者は、委託業務の実施にあたり、必要な事項を定めること。

10 委託料について

- (1) 委託者は、委託業務に必要な経費を、受託者に支払うものとする。経費内訳については、別添設計書のとおりとする。
- (2) 委託料の用途が不相当と認められるときは、委託者は、受託者に対して委託料の全部又は一部の返還を求めることができる。

11 実績報告について

行った業務の状況が分かる業務報告書を、委託期間終了後2週間以内に提出すること。

12 その他

本仕様書に明記されていない事項で、業務上必要な事項については、本市と協議し、行うものとする。

また、本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合の解釈については、本市と協議の上解決するものとする。